

平成 30 年 3 月 7 日

名西会本部役員各位

名西会副会長 安藤隆弘  
豊田泰史  
坂野嘉紀

### 第三者委員会報告を受けた名西会本部役員会としての対応

平成 29 年 12 月 28 日に受領した第三者委員会報告を受け、  
名西会本部役員会は以下のように決議する。

#### 1. 第三者委員会報告の位置づけ

今回の第三者委員会報告は、名西会会員ではあるが名西会役員と縁がない委員が、元副会長 A が起こした 1600 万円余りを私的に費消した業務上横領事件（以下「本件」と呼称する）に対し、関係者ヒアリング、預金口座調査、弁護士会照会制度等を行い、①「本件」発生の経過及び原因、②再発防止策の検討、③事件公表に至る経緯、を調査し意見書としてとりまとめ、名西会に平成 29 年 12 月 28 日に提出され、名西会が受領したものである。

#### 2. 第三者委員会報告を受けた名西会が判断しなければならないこと

- a. 本件のごとき業務上横領事件の再発防止策の策定と実施。
- b. 本件を 100 周年記念事業終了まで公表しないと決定した元会長 B、前会長 C、会長 D（以下、「3 人の会長等」と総称）に対し、その決定の正否の判断。

#### 3. 上記 a について

すでに名西会組織運営改革委員会の答申に基づき会計業務及びチェック機能の厳格化を行った。引き続き名西会運営の適正化に向けて取り組んでいく所存である。しかしながら名西会規約の不備など課題山積の状態であるので、一つ一つ丁寧に進めていかねばならない状況であることはご理解賜りたい。

#### 4. 上記 b に対する我々の判断等

- ① 本件の公表を 100 周年記念事業終了まで先送りした 3 人の会長等の決定は間違っていた。  
直ちに本件を公表し然るべき措置を講じるべきであった。
- ② 公正証書に基づく横領金の回収を目的とする徴収委員会を名西会に設置すること、および 3 人の会長等にその委員につくことを勧告することを役員会にて決定した。

特に第三者委員会の報告書にある通り、本件の公表より 100 周年記念事業を優先することを強力に推し進め、また、横領金相当額を一時的に補填し発覚を遅らせる要因を作った前会長 C の責任は重いと言わざるを得ない。公表を先送りすることにより刑事の公訴時効を迎えてしまい、元副会長 A の刑事責任を問うことが不可能となり、かつまた、本件調査においても経過した時間のため必要な資料をそろえることがかなわなかった。しかしながら、前会長 C、会長 D は元副会長 A に横領金の債務承認弁済契約の公正証書（以下、公正証書）を作成しており、横領金回収の可能性をつないだことに関しては一定の評価をすべきと考える。（報告書には公正証書の作成について「前会長 C は」としか記載されていないが、公正証書は元副会長 A と会長 D とで取り交わされたものである。）

名西会は公正証書により 1600 万円あまりを元副会長 A から月々 5 万円の弁済をうけるのであるが、これは実に債務弁済まで 26 年以上に及ぶものである。本件について知らされないまま、母校のために同窓会役員を引き受けた我々は、この債務弁済が完了されるまで名西会の業務として引き継いでいかねばならない状況になったわけである。

そこで、公正証書に基づく横領金の回収を目的とする徴収委員会を名西会に設置すること、および 3 人の会長等にその委員につくことを勧告することを役員会にて決定した。

この状況を作った 3 人の会長等は相当の間、徴収委員の任につき徴収委員会規定に沿ってその業務にあたるべきであると考ええる。

しかしながら一方で、徴収委員につくべき 3 人の会長等に対し、委員の任期を設けず永続的かつ懲罰的に任を与え続けることは、「会員相互の交誼を厚くし研鑽を奨め知徳を向上し会員全体の進歩と会および母校の発展を図り以って会員一般の福祉を増進するにある」という名西会の目的そのものに悖るとも考える。それは 3 人の会長等の名西会に対する過去の貢献を考慮に入れてのことではないことは言うまでもない。業務上横領の罪が 10 年以下の懲役という有期刑であるのにも関わらず、永続的に懲罰的意味をもって徴収委員の任を与えることは、バランスを欠いたものであると考えられるためである。

#### 上記勧告の結果

- ・元会長 B⇒着任拒否
- ・前会長 C⇒明確な承諾を得ていないが複数回にわたり徴収委員会についての話し合いを継続中。
- ・会長 D⇒着任了承

以 上